

平成 21 年度以降に拡張する厚生労働省統合ネットワーク回線・機器に係る供給
(設計・開発、結合・統合テスト等及び運用) 調達仕様書 (労働保険適用徴収シ
ステム編) (案) に係る意見招請について (意見提出方法)

平成 20 年 12 月 22 日
厚生労働省労働基準局

1 意見提出の方法

(1) 持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送により意見を提出する場合には、封書に「平成 21 年度以降に拡張する厚生労働省統合ネットワーク回線・機器に係る供給 (設計・開発、結合・統合テスト等及び運用) 調達仕様書 (労働保険適用徴収システム編) (案) に対する意見在中」と朱書きすること。

(2) 持参又は郵送による意見の提出後、様式 2 の電子データを意見提出先のメールアドレス (E-mail : choushusaiteki@mhlw.go.jp) あて提出すること。

2 意見提出の部数

正 1 部、写 3 部

3 意見の様式

(1) 「A4 版縦置き横書き、日本語を使用すること。

(2) 必須項目 (様式 1 及び様式 2 を参照のこと)

[様式 1] 提出する書類の表紙として用いること。

- ・ 会社名、責任者名、印 (法人の場合は法人代表社印)
- ・ 提出意見の件数
- ・ 担当者の氏名、所属部署名、電話番号、FAX 番号、電子メールアドレス

[様式 2] 意見を記入するために用いること。

- ・ 意見の対象となる仕様書案の該当ページ及び項目名
なお、同じ項目内の複数の箇所に複数の意見を提出する場合には、該当ページ内の該当箇所の行数を記載すること。
- ・ 仕様書案に対する意見又は修正案
- ・ 意見又は修正案の理由

(3) 複数の意見を提出する場合は、様式 2 により、意見毎に別葉で提出すること。

4 意見提出の期限

平成 21 年 1 月 13 日 (火) 午後 5 時厳守とする。

なお、郵送の場合は同日必着とする。

5 意見提出先

厚生労働省労働基準局労働保険徴収課労働保険徴収業務室業務第三係 舟木 貞裕
〒177-0044 東京都練馬区上石神井 4-8-4 厚生労働省上石神井庁舎 3 階

電話 : 03-3920-3311 (内線 407、416)

E-mail : choushusaiteki@mhlw.go.jp

厚生労働省労働基準局 宛

平成21年度以降に拡張する厚生労働省統合ネットワーク回線・機器に係る供給
(設計・開発、結合・統合テスト等及び運用) 調達仕様書(労働保険適用徴収シ
ステム編)(案)に対する意見

平成〇〇年〇〇月〇〇日

会社名

責任者名

印

平成21年度以降に拡張する厚生労働省統合ネットワーク回線・機器に係る供給(設
計・開発、結合・統合テスト等及び運用) 調達仕様書(労働保険適用徴収システム編)
(案)に対して、〇件の意見を別紙のとおり提出します。

連絡先 (担当者名)
(所属部署名)
(TEL)
(FAX)
(E-mail)

(様式 2)
(別紙)

- 1 ページ及び項目番号
ページ：○ページ
項目番号：N.N.N

- 2 仕様書案に対する意見又は修正案

- 3 意見又は修正案の理由